

高知市販路拡大サポート事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

高知市長 桑 名 龍 吾

### 高知市販路拡大サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外、海外への自社開発商品の新たな販路拡大を目的に、見本市への出展や外商促進の実施、広告掲載によって、積極的な取引先の開拓を進める中小企業者等に対し、高知市販路拡大サポート事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項（同項第5号に掲げる者を除く。）に規定する中小企業者又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人又は一般財団法人であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、みなし大企業を除く。
  - ア 法人であって、本市に主たる事務所、本社その他これらに類するものを有する者
  - イ 事業を行う個人であって、本市に主たる事務所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 大企業 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない法人をいう。
- (3) みなし大企業 中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの
- (4) 見本市 商品の宣伝や紹介のために商品の見本等を展示し、それを参考に取引もしくは商談を行う場であって、商品の販売を主たる目的としないもの。
- (5) 対面式見本市 見本市のうち、事業者が一堂に会し、来場者と対面で接することができるもの。なお、海外で開催される見本市（以下「海外見本市」という。）及び国内で開催される見本市（以下「国内見本市」という。）の両見本市をいう。
- (6) コンテスト 商品価値を競うコンテストのうち、自社開発製品の品質向上や新製品の開発等を奨励することが主たる目的と判断できるもの。
- (7) セミナー 法人向けセミナーのうち、営業、マーケティング、生産・物流、貿易等に関するもの。
- (8) 栄養成分検査等 自社開発商品の成分、品質、安全性に係る検査に関するもののうち、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 広告掲載代行業を行う者。ただし、次条第1号及び第2号に掲げる事業を実施する場合は、この限りでない。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を

含む。)

- (5) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自社開発商品（無形のものには工法・構法及びソフトウェアに限る。）について行う（ただし外商促進事業のセミナー受講料を除く。）次に掲げる事業とする。

- (1) 見本市出展事業（県外又は海外において開催される（オンライン開催の場合を含む。）見本市への出展に関する事業及び見本市へ出展する際に発生する旅費に関する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 外商促進事業（外商促進に係る各種コンテストへの申込料及びセミナー受講料や商談成約相手に応じた栄養成分検査料等に関する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 広告掲載事業（全国的な新聞・雑誌媒体（インターネット媒体を除く。以下同じ。）への広告の掲載に関する事業をいう。以下同じ。）

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金額は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（4月1日から翌年3月末日までの期間に発生し、かつ、支出する経費に限る。）とする。ただし、他の補助金等の交付決定を受けた経費については対象としない。

- (1) 見本市出展事業

ア 対面式見本市開催

(ア) 小間料（各号列記以外の部分の本文の規定にかかわらず、4月1日から翌年3月末日までの期間に開催される見本市に係るものに限り、3月末日までの期間に支出する経費とする。）

(イ) 小間装飾料

(ウ) 備品借上料

(エ) 電気水道利用料

(オ) 製品運搬料

(カ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

イ オンライン見本市開催

(ア) 展示会登録料、ページ掲載料、商談機能使用料等（各号列記以外の部分の本文の規定にかかわらず、4月1日から翌年3月末日までの期間に開催される見本市に係るものに限り、3月末日までの期間に支出する経費とする。）

(イ) 動画等のコンテンツ作成費用、コンテンツ掲載料等

ウ 旅費（各号列記以外の部分の本文の規定にかかわらず、4月1日から翌年3月末日までの期間に開催される見本市に係るものに限り、3月末日までの期間に支出する経費とする。）

(ア) 交通費

(イ) 宿泊費

- (2) 外商促進事業

ア コンテスト申込料

イ セミナー受講料

ウ 栄養成分検査料等

- (3) 広告掲載事業 広告掲載料

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は次の各号に掲げる限度額のいずれか少ない方の額を限度額として予算の範囲内において、市長が認める額とする。補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 見本市出展事業

ア 対面式開催 40万円を限度とする。ただし、補助の対象となる見本市への出展回数は2回を限度とする。また、海外見本市に出展する場合は1回あたり20万円、国内見本市に出展する場合は1回あたり15万円、他の公共的団体等を通じて国内見本市に出展する場合は1回あたり5万円を限度とする。

イ オンライン開催 10万円を限度とする。ただし、補助の対象となる見本市への出展回数は1回を限度とする。また、他の公共的団体等を通じて出展する場合は、1回あたり2万5千円を限度とする。

ウ 旅費 30万円を限度とする。ただし、見本市への出展1回あたり2名分まで、補助の対象となる見本市への出展回数は2回を限度とする。また、見本市への出展1回につき、海外見本市の場合は1人あたり7万5千円を限度とし、国内見本市の場合は1人あたり2万5千円を限度とする。

(2) 外商促進事業

ア コンテスト申込料 5万円を限度とする。ただし、補助の対象となるコンテストへの申込回数は1回1商品を限度とする。

イ セミナー受講料 5万円を限度とし、上限金額の範囲であれば、複数人の受講料を補助対象とする。ただし、補助の対象となるセミナーの受講回数は1回を限度とする。

ウ 栄養成分検査料等 5万円を限度とする。上限金額の範囲であれば、複数の商品について補助対象とする。ただし、補助の対象となる栄養成分検査等は1回を限度とする。

(3) 広告掲載事業

新聞紙・雑誌媒体 20万円を限度とする。ただし、補助の対象となる新聞紙・雑誌媒体は1つに限る。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、高知市販路拡大サポート事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、4月1日から翌年2月末日までの間に行わなければならない。

3 同一会計年度内において、見本市出展事業・外商促進事業・広告掲載事業をそれぞれ申請することができる。ただし、第6条第1号については、アもしくはイどちらか一方しか申請できない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市販路拡大サポート事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないとは認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を高知市販路拡大サポート事業費補助金交付申請取下届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。(事業の変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容の変更(交付決定額の20パーセント以内の減額及び補助対象経費の内訳の変更に限る場合を除く。)をし、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市販路拡大サポート事業変更等承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、変更等承認申請額は交付決定額の範囲内とする。

ただし、外商促進事業のうち最終審査行程まで到達していない場合のコンテスト申込料の減額については、上記の規定に関わらず、高知市販路拡大サポート事業変更等承認申請書(様式第4号)の提出を不要とする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の高知市販路拡大サポート事業変更等承認通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高知市販路拡大サポート事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市販路拡大サポート事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金の確定通知を受けたときは、高知市販路拡大サポート事業費補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(事業効果報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する月の翌月から起算して3か月が経過したとき、及び6か月が経過したときは、速やかに高知市販路拡大サポート事業効果報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行し、改正後の高知市販路拡大サポート事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行し、改正後の高知市販路拡大サポート事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。